

## 第32回 青森県環境審議会

日時：平成31年2月15日（金）

午後1時30分～午後3時

場所：青森国際ホテル3階「孔雀の間」

（司会）

本日は、お忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。私は本日の司会を務めさせていただきます県環境政策課、課長代理の工藤と申します。よろしくお願いいたします。

開会に先立ちまして、本日の配付資料について確認をさせていただきます。お手元の一覧と合わせてご確認をお願いいたします。まず本日の次第、それから環境審議会委員名簿、席図、諮問書の写し、説明資料を配付してございます。

諮問案件①の資料といたしまして、資料1-1、1-2、1-3を事前にお送りさせていただいております。諮問案件②の資料といたしましては資料2-1から2-3、それから参考資料として水質用語解説を事前に配付させていただいておりましたが、資料2-1から2-3までが差し替えとなっております。追加資料として2-4を本日配付しております。また報告案件①の資料といたしまして、資料3を配付しております。それから報告案件②の資料といたしまして、資料4-1、4-2を事前に配付しております。

これらの配付資料等につきまして不足等はございませんでしょうか。ご確認をお願いいたします。

それでは、ただいまから第32回青森県環境審議会を開会いたします。

開会にあたりまして、環境生活部長の三浦からご挨拶を申し上げます。

（三浦部長）

皆様、こんにちは。環境生活部長の三浦でございます。

本日はお忙しいところ、審議会にご出席をいただきまして大変ありがとうございます。また日頃から環境行政はじめ県政各般にわたりましてご協力をいただいていることに、改めてお礼申し上げたいと思います。

本日の審議会につきましては、次第にございますように諮問案件といたしまして来年度の公共用水域及び地下水の水質の測定に関する計画（案）についてご審議をいただくこととなっておりますので、よろしくお願いいたします。また、この他に青森・岩手県境不法投棄事案及び県生物多様性戦略の中間評価結果、こちらにつきましてご報告をさせていただきたいと思っております。

委員の皆様には忌憚のないご意見をいただければと思っておりますので、どうぞ、よろしくお願いいたします。

(司会)

続きまして、本日の会議の成立についてご報告申し上げます。

会議の成立は、青森県附属機関に関する条例により、委員の半数以上の出席が必要となっております。本日は葛西委員、齊藤委員、田中委員、橋本礼子委員、前田委員、松山委員、村上秀一委員につきましては、都合によりご欠席となっておりますが、全委員数31名中24名の方にご出席をいただいておりますので、会議が成立しておりますことをご報告申し上げます。

それでは議事に入らせていただきたいと思います。審議会の運営につきましては、青森県附属機関に関する条例に基づき会長が議長となって会議を進めることとなっておりますので、ここから先の議事進行につきましては、藤会長にお願いしたいと思います。

よろしくお願いいたします。

(藤会長)

それでは次第に従いまして会議を進めさせていただきます。会議の円滑な進行にご協力のほど、よろしくお願いいたします。

まず最初に議事録署名者を指名させていただきます。今回の署名者は島口委員と長谷河委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

次に本日の諮問案件ですけれども、先ほどありましたとおり皆様のお手元に諮問書の写しが配付されております。ご覧いただきたいと思います。

本日は、「平成31年度公共用水域の水質の測定に関する計画(案)」、2つ目が「平成31年度地下水の水質の測定に関する計画(案)」、以上2件の諮問を受けております。

それでは諮問案件①「平成31年度公共用水域の水質の測定に関する計画(案)」につきまして、事務局の方から説明をお願いいたします。

(環境保全課)

環境保全課長の西谷でございます。本日はどうぞ、よろしくお願いいたします。座って説明をさせていただきます。

本日、当課からの諮問案件でございます公共用水域の水質の測定に関する計画及び地下水の水質の測定に関する計画、これについては毎年度、この時期の環境審議会にお諮りをしているところでございますけれども、当該計画につきましては委員改選後、初めての諮問となりますので、案件の説明に入ります前に私から法律的な枠組みについて若干説明をさせていただきます。

お手元に配付の資料に「水質用語解説」というものが入っているかと思います。水質用語解説の2ページ、3ページに環境法上の説明がございますけれども、若干補足をさせていただきます。

環境分野では、2ページの上から3つ目、環境基本法とありますけれども、国の政策の基本的な方向を示す環境基本法という法律がございます。この環境基本法では、その下に書い

ております環境基準というものを定めるということが規定されています。この環境基準とは、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準とされております。このため十分に安全性を見込んだ水準で定められておまして、この基準を超えたことをもって、直ちに人の健康に悪影響を与えるというふうなものではございません。

一方、環境基準とは別に、水質に関しましては、同じく2ページの一番上に水質汚濁防止法とありますけれども、水質汚濁の防止に関わる法律でございまして、排水基準というものが定められております。これは公共用水域や地下水の水質汚濁を防止し、地域の環境基準を達成するために設けられる基準となっております。一定の汚水や廃液を排出する施設を設置する工場や事業場に対して適用されるものでございまして、この排水基準に適合しない排水を排出した者に対しては罰則の適用がございまして、参考までに6ヶ月以下の懲役か、50万円以下の罰金という規定になっております。

この水質汚濁防止法では、都道府県知事は公共用水域及び地下水の水質の汚濁の状況を常時監視しなければならないと定めております。そしてまた、都道府県知事は毎年公共用水域及び地下水の水質の測定に関する計画を策定し、環境審議会が県の諮問を受けて調査審議するということが規定されています。

このような法的枠組みを踏まえまして、県では毎年度、水質汚濁防止法の規定に基づいて公共用水域及び地下水の測定計画を策定してございます。そして国土交通省、県そして中核市である青森市・八戸市のそれぞれが管轄する水域について水質の測定を実施してございまして、それによって県内の水質の状況を常時監視しているところであります。

本日は、その常時監視のための計画案を本審議会でご審議いただくということになってございます。

それではさっそく諮問案件でございまして、平成31年度の公共用水域及び地下水の水質の測定計画の案につきましては、担当のグループマネージャーから説明をさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

(環境保全課)

環境保全課 水・大気環境グループマネージャーの三浦でございます。失礼して座って説明をさせていただきます。

それでは諮問案件の1番目、平成31年度公共用水域の水質の測定に関する計画(案)につきましてご説明いたします。本日、諮問をさせていただくのはお手元の資料1-1の計画(案)でございます。

計画(案)の説明の前に、昨年度、平成29年度における公共用水域の水質測定結果の概要につきまして、資料1-2によりご説明させていただきます。資料1-2の1ページ目をお開きください。

1の県内の公共用水域の概況ですが、平成29年度の結果は、総体的に見て概ね良好な状況にあり、近年はほぼ横ばいで推移しております。

次に2の人の健康の保護に関する環境基準の達成状況でございますが、46河川、5湖沼、3海域の計111地点で測定を行った結果、むつ市の正津川で砒素が、同じくむつ市の田名部川下流でほう素が、それぞれ環境基準値を超過しましたが、それ以外は全て環境基準値を下回っております。なお、正津川につきましては、砒素を含む温泉の湧出に由来する自然要因によるもの、田名部川下流につきましては海水の影響によるもので、いずれも自然要因によるものと考えております。

次に3の生活環境の保全に関する環境基準の達成状況ですが、63河川、7湖沼、8海域で測定を行った結果、有機性汚濁の代表的な指標でありますBOD又はCODで見ますと、環境基準の類型指定をしております87水域のうち81水域で環境基準を達成しており、その達成率は93.1%でございます。

表1は環境基準の達成状況をお示ししたものでございますが、一番下の合計欄で比較しますと、平成28年度の94.2%から約1ポイント下がって93.1%となっております。

2ページ目をお開きください。

表2には平成29年度に環境基準を達成できなかった水域を記載しております。河川は1水域、湖沼が3水域、海域が2水域の計6水域で環境基準を達成できませんでした。

次に(2)の全窒素、全燐の環境基準達成状況についてでございます。全窒素、全燐の2項目については、環境基準の類型が指定されております陸奥湾1水域で測定を行った結果、いずれも環境基準を達成しております。

次に(3)の水生生物の保全に係る環境基準の達成状況についてでございます。全亜鉛、ノニルフェノール、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩、通称LASと呼んでおりますが、これら3項目について、河川41水域、湖沼2水域の計43水域で測定を行いました。その結果、表3に示しております五戸川における全亜鉛について環境基準を達成できませんでした。その他の水域については環境基準を達成しております。

ここで資料の訂正がございます。2ページ下、表3の脚注の※の部分で、測定開始を平成29年度と記載しておりますが、平成28年度の誤りです。大変申し訳ありません、訂正をお願いいたします。

3ページ目をお開きください。

4の要監視項目の水質測定結果ですが、平成29年度はp-ジクロロベンゼンとウランの2項目について19河川で測定を行いました。その結果、p-ジクロロベンゼンについては全ての地点で不検出でございました。ウランについては2地点で検出されましたが、いずれも指針値を下回っております。

4ページ目をお開きください。

図1から4に環境基準の達成率の経年変化を折れ線グラフで示しております。図3の湖沼を除き、近年はほぼ横ばいとなっております。

以上が平成29年度の公共用水域の水質の状況になりますが、これらを踏まえまして諮問案件であります資料1-1の平成31年度公共用水域の水質の測定に関する計画(案)を

作成しております。そのポイントとなる部分を資料1-3に説明資料としてまとめましたので、資料1-3を用いましてご説明申し上げます。

資料1-3、1ページ目をお開きください。

2の測定計画作成に係る考え方ですけれども、計画の作成に当たりましては、環境省から示されております処理基準というものがございまして、それに基づきましてこれまでの水質測定結果や利水状況などを勘案するとともに、国土交通省、青森市及び八戸市から提出された計画案を踏まえまして、県が取りまとめをしております。

次に3の平成31年度計画(案)の概要ですが、表1の一番下、合計欄にお示しておりますとおり平成31年度は78水域、195地点で延べ12,748項目の測定を予定しております。

2ページ目をお開きください。

(2)は前年度計画の主な変更点となっておりますが、表2をご覧ください。延べ測定項目数の内訳につきましては、生活環境項目、健康項目が前年度に比べて増加し、その他の項目が減少しております。主な変更点及び理由を、以下の①から③に記載しております。

まず①生活環境項目に係る変更としまして、3項目を挙げております。ア、十和田湖における水生生物の保全に係る水質環境基準項目ですが、昨年度、十和田湖の水生生物の保全に係る環境基準の類型を指定しまして、今年度から環境基準点の5中央の地点においてノニルフェノール及びLASの測定を開始しております。これらの2項目につきましては、秋田県と交互に実施することとしており、平成31年度は秋田県が実施するということとなりますので、本県の測定計画からは除いております。

次にイ、五戸川、尻引橋における水生生物の保全に係る水質環境基準項目ですけれども、先ほど平成29年度の測定結果でもご説明をいたしましたが、五戸川の環境基準点である尻引橋におきまして、全亜鉛の測定値が環境基準である1リットル当たり0.03mgを超過したことから、年間の水質の状況を把握するため、当該地点における全亜鉛の年間測定回数を1回から4回に変更しております。

次にウ、底層溶存酸素量でございまして、こちらにつきましては、これまでその他の項目として分類しておりましたが、国の告示の改正により現在は生活環境項目として位置付けられていることを踏まえまして、今回、生活環境項目に分類を改めております。

続きまして②でございまして、健康項目のうち、その他有機塩素化合物及び農薬については県及び八戸市としてはA群とB群に分けてローテーションにより隔年で測定を実施しております。平成31年度はB群を対象としております。これに伴いまして健康項目が増加しております。

3ページ目をお開きください。

健康項目のグループ分けにつきましては、表3に掲載しておりますとおりでございます。

最後に③でございまして、県、青森市、八戸市では、要監視項目から2項目を選定しローリングにより測定を実施しておりますが、平成31年度は塩化ビニルモノマー及び4-ter

オクチルフェノールを測定の対象としております。

以上が諮問案件であります資料1-1の平成31年度公共用水域の水質の測定に関する計画(案)のポイントとなります。

以上でございます。

(藤会長)

ありがとうございます。

今、事務局の方から諮問案件の概要について説明をいただきましたが、委員の皆様の方でご意見等ございますでしょうか。

いかがでしょうか。

それでは意見がないようでございますので、これで質疑を終わらせていただきます。

そうしましたら、この諮問案件につきましてですけれども、これで適当と認めてよろしいでしょうか。

(委員)

はい。

(藤会長)

ありがとうございます。ご異議がないようですので、この諮問案件につきましては原案が適当であると認め、答申いたします。

以上をもちまして諮問案件①の審議を終了いたします。

次に移ります。諮問案件②ですけれども、平成31年度の地下水の水質の測定に関する計画(案)について、これも事務局の方から説明をお願いいたします。

(環境保全課)

それでは諮問案件の2番目、平成31年度の地下水の水質の測定に関する計画(案)についてご説明いたします。

本日、諮問いたしますのはお手元の資料2-1の測定計画(案)でございますが、先ほど説明にありましておとり事前配付しました資料2-1について誤りがございましたので、大変申し訳ございませんが、本日お配りしたものをご覧くださいようお願いいたします。

資料2-2により、これまでの測定結果の概要につきましてご説明をさせていただきます。資料2-2につきまして差し替えと書かれた方をご覧くださいようお願いいたします。

1ページ目をご覧ください。

1の地下水の水質監視ですが、地下水の水質汚濁に係る環境基準項目につきましては平成元年度から県内全域の井戸を対象に継続的に監視をしているところでございます。

2の平成30年度までの調査実施状況ですが、表1にお示ししているとおとり県内全市町

村を対象に概況調査を行っておりまして、これまでに延べ1,430本の井戸について実施してまいりました。過去の概況調査において環境基準項目が検出された井戸については、汚染井戸周辺地区調査により汚染の範囲を確定した後、定点を設けまして経年変化を把握するために、その次に継続監視調査という流れで実施しております。

2ページ目をお開きください。

3の平成30年度の調査結果の速報値でございますが、(1)の概況調査につきましては6市5町1村の19本の井戸について調査を実施いたしました。鉛が2本、砒素が3本、四塩化炭素が1本、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が18本、ふっ素が6本、ほう素が8本、井戸からそれぞれ検出されております。このうち環境基準値を超えて検出された井戸は、表2にありますように硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が南部町下名久井地区の1本、ほう素が八戸市築港街地区の1本となっております。

次に(2)の汚染井戸周辺地区調査ですが、表3にありますように3市1町1村の10地区45本の井戸について調査を実施いたしました。環境基準項目が検出された井戸は鉛が5本、砒素が6本、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が19本、ほう素が5本でございます。このうち環境基準値を超えて検出された井戸は硝酸性窒素、亜硝酸性窒素が八戸市尻内地区の2本、八戸市金浜地区の1本、六戸町折茂地区の3本の計6本、ほう素が八戸市田面木地区の1本となっております。

3ページ目をご覧ください。

(3)の継続監視調査ですが、9市11町1村の60地区107本の井戸を調査したところ、環境基準項目が検出された井戸は101本であり、そのうち51本の井戸から環境基準値を超過して検出されております。そのうち下の1)弘前市土手町地区ではテトラクロロエチレンが検出されておりますが、平成29年度に引き続きまして環境基準値を下回っております。また2)の八戸市城下地区では、クロロエチレン等4項目が検出されておりますが、今年度は調査対象井戸を所有する事業者の廃業により試料採取ができなかったため、代替井戸を設定して調査を行ったところ、いずれの項目も検出されませんでした。また4)の三沢市幸町地区では四塩化炭素が検出されております。平成29年度は環境基準値を超過してございましたが、今年度は検出されませんでした。この他の3)八戸市大久保地区、5)むつ市田名部町地区、6)むつ市関根地区では、それぞれ記載の項目が昨年度に引き続き環境基準値を超過してございました。

次の4ページでは、これらの6地区の経年変化をグラフでお示ししております。

以上が地下水の水質の状況の概要でございますが、これらを踏まえまして諮問案件であります資料2-1の平成31年度地下水の水質の測定に係る計画(案)を作成しております。この資料2-1につきまして、ポイントとなる箇所を資料2-3に説明資料としてまとめましたので資料2-3でご説明させていただきます。

資料2-3の1ページ目をお開きください。

1と2は省略させていただきます。3からご説明申し上げます。3の平成31年度計画

(案)の概要についてご覧ください。表1に調査地点数をお示ししておりますが、平成31年度は概況調査、汚染井戸周辺地区調査及び継続監視調査を合計しまして193地点での調査を予定しております。

(1)の概況調査につきましては、全市町村を対象とし、県内を6地域に分けて、各地域から地点を選定しております。平成31年度は4市6町2村の19地区、19本の井戸について環境基準項目の全項目を測定することとしております。

2ページ目をご覧ください。

(2)の汚染井戸周辺地区調査ですが、平成31年度は3市2町6地区、60本の井戸について調査を行うこととしており、表3にその概要を示しております。表3をご覧ください。測定項目は平成30年度の概況調査において各地区で検出されました鉛、砒素、四塩化炭素、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ほう素を対象としております。調査対象地区は記載のとおりで、調査井戸数は各地区10地点としております。

次に(3)の継続監視調査ですが、9市10町2村の66地区、114本の井戸について調査を行うこととしております。平成30年度からの主な変更点については次のとおりです。

○の1つ目、青森市では、継続監視調査地点をローリングしており、平成31年度は浦町地区など10地区を対象としました。次に○の2つ目、汚染井戸周辺地区調査の結果に基づき、鉛が検出された八戸市豊崎地区の1地点など計16地点を新たに継続監視調査地点の対象といたしました。○の3つ目、3年連続で環境基準値の概ね9割を超えないことが確認された八戸市糠塚地区など、計13地点については括弧内に記載した項目について調査を終了することといたしました。

3ページ目の表4には平成31年度の継続監視調査地区とその測定項目の一覧を示しております。

最後に(4)測定回数につきましては、各調査で年1回としております。

以上、諮問案件であります資料2-1の平成31年度地下水の水質の測定計画(案)の内容についてご説明させていただきました。

引き続き、事前に委員の皆様からいただいたご質問に対する回答について、資料2-4により説明させていただきます。ご質問は鈴木拓也委員から2点いただいております。

まず1点目といたしまして、資料2-2、3ページ目についてのご質問でございますが、「事業者の廃止により代替井戸により調査を行ったようであるが、調査に適した井戸を見つけるのは難しいと思われるが汚染範囲や流向を考慮し井戸を選定したのか。測定値の妥当性に疑問が生じます。」とのご質問をいただいております。

これに対する回答につきましては、測定の実施機関である八戸市から回答をいただいております。

「本件の代替井戸による調査は汚染状況を確認するものとして位置づけております。廃止井戸の地下水脈の流れが河川や海域へ向かうものと想定し、土壤汚染対策法に基づく調



査及び措置に関するガイドラインに基づき、廃止井戸の流向方向左右それぞれ90度のうち最も近い位置にある井戸を代替井戸として選定したため、汚染範囲や流向を考慮したものと考えております。また平成14年度の廃止井戸周辺調査において代替井戸から汚染物質は検出されておりませんが、前回の調査から十数年が経過しているため、改めて本年度から調査を継続して行うものです。なお、廃止井戸の利用が開始された場合には井戸所有者の協力を得ながら調査を再開したいと考えております。」とのことでございます。

次に2点目といたしまして、同じく資料2-2、3ページ目についてのご質問でございますが、「事業廃止の場合、当該用地には土壤汚染対策法が適用されるのか教えて頂きたい。」のご質問をいただいております。

これに対する八戸市からの回答といたしましては、「当該事業場は土壤汚染対策法の施行、これは平成15年2月15日でございますが、これより前に特定有害物質であるテトラクロロエチレンの使用を廃止しているため、同法第3条の調査義務要件には該当しません。」といった回答をいただいております。

説明は以上でございます。

(藤会長)

ありがとうございます。

今、事務局の方から諮問案件の概要と委員の皆様からいただいた事前質疑に対する回答について説明をいただきました。ご意見等、ございますでしょうか。

鈴木委員、いかがですか。

他の委員の皆様、いかがでしょうか。佐藤委員、お願いします。

(佐藤(巧)委員)

地下水と公共用水域と両方に関わる問題ですが、基準を超えたからといってすぐに健康に悪い影響が現れるというものではないということがありますが、例えば下北の正津川、砒素が毎年出ますよね、基準を超えております。これは、この場合、何年経ったら影響が出てくるものか、そういうものは何か目安、目安と言えば変ですね、そういう基準みたいなものがあるのでしょうか。素朴な疑問です。

(環境保全課)

環境省がこの基準を設定する際に審議会の方でいろいろ審議された上で決定されたと思うんですけども。川の水は、通常、人が毎日飲むものではございませんので、通常、全ての物質ではないにしろ毎日飲み続けて何十年か後に健康に影響が出てくるということですから、川の水を毎日何リットルも飲み続けることはまずないと思いますので、人への影響は考えなくてもいいのかなと思います。

(佐藤(巧)委員)

ありがとうございます。正津川の水は飲用にはしてないのですか。ただ上流から下流、海へということなんですね。

分かりました。

(藤会長)

ありがとうございます。

他の委員の皆様からご意見、ご質問ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それではこの諮問案件②について、これを適当と認めてよろしいでしょうか。

(委員)

はい。

(藤会長)

ありがとうございます。それではご異議がないようですので、原案が適当であると認め答申いたします。

以上をもちまして諮問案件②の審議を終了いたします。ありがとうございます。

本日の諮問案件2件につきましては、いずれも原案が適当であると認め答申することといたします。なお、答申案の作成、交付につきましては私に一任いただくこととしてよろしいでしょうか。

(委員)

はい。

(藤会長)

ありがとうございます。以上をもちまして諮問案件の審議を終了いたします。

次に報告案件がありますけれども、5分ほど休憩といたします。皆様、2時13分にお戻りいただければと思います。よろしいでしょうか。よろしく願いいたします。

<休憩>

(藤会長)

時間になりましたので会議を再開いたします。次は報告案件です。まず①の青森・岩手県境不法投棄事案について、事務局から説明をお願いいたします。

(環境保全課)

環境保全課の長谷川と申します。よろしく願いいたします。

資料3の青森・岩手県境不法投棄事案の原状回復対策について、ご説明をいたします。申

し訳ありませんが座って説明させていただきます。

資料をご覧ください。まず1. これまでの事業実績、(1) 廃棄物等の撤去についてですが、本県の田子町と岩手県の二戸市にまたがる青森・岩手県境不法投棄現場の原状回復のために、県では大臣同意の実施計画書に基づき、現場の廃棄物と汚染土壌を平成16年12月から平成25年12月までの間に約115万トンの全量撤去を完了しております。

次に(2) 汚染地下水の浄化についてですけれども、廃棄物等の撤去後も現場内に残る汚染地下水については浄化を促進するため、揚水井戸、集水井戸、注水井戸、浸透枡、雨水貯留池等を平成29年度までに設置いたしております。

次に不法投棄現場跡地の自然再生についてですが、現場周辺の山林から採取・栽培した苗木による植樹活動を平成27年度に完了し、植樹本数は約3万本となっております。

次に平成30年度の原状回復事業についてですけれども、その中の(1) 1, 4-ジオキサン浄化効果の第2次評価結果についてご説明いたします。先ほどの実施計画に基づきまして浄化計画、浄化対策を実施しておりますけれども、当初の計画の状況を平成28年度に中間評価という形で評価いたしまして、それに基づきまして追加対策をいたしまして、28年度の追加対策の浄化効果の確認のために本年度また地下水浄化に関する第2次評価を実施いたしました。

これにつきましては3ページ以降のA3横の図、別紙1から別紙4までございますので、それを見ながらご説明いたしたいと思っております。まず別紙1につきましては、一番最初、当初の実施計画に基づきましてこのような形で井戸を造りまして水を入れて揚水しながら浄化をしていた状況になります。次のページの別紙2ですけれども、当初の計画を28年度に中間評価をいたしまして、この辺はまだ濃いなというところに対して、右側の図面の手が伸びている集水井戸を3基、他いくつかの井戸を設置しまして、より浄化が進むような対策を実施しております。

本年度実施しました第2次評価につきましては別紙3になります。ここで左側、4枚の図面がございますけれども、左側の図面が平成28年度の汚染の状況になっています。右側の図2つが平成30年の場内の汚染の状況になっています。上の2つは比較的浅い水の層、帯水層である第一帯水層、下の方が深さ10m以上あります第二帯水層の汚染の状況になっています。1, 4-ジオキサンですけれども。

左と右を比べていただくと分かるのですけれども、濃度が濃い赤色の部分が左から右に行くに従って減少しているのが分かります。あと環境基準値を下回った緑の部分、これが増加しているのも分かると思っております。前回の対策後、このような状況で浄化が進んでいるのを確認したのですけれども、今回の第2次評価の結果、右下の図面を見ていただきたいのですけれども、真ん中ちょっと上のところに赤く濃く書かれている色の部分があるのですけれども、ここが高濃度で1, 4-ジオキサン汚染が局所的に存在するエリア、こういうものがあることが分かりまして、このエリアを含む第二帯水層の高濃度のエリアにつきましてはこのまま浄化対策を行っても目標である平成33年8月までに浄化が完了しないとい

うシミュレーションの結果が出ました。目標を達成するためには、汚染が残っている部分に対して、シミュレーション上では20 m<sup>3</sup>/日水を追加で入れて洗浄を行えば平成33年8月までに環境基準値以下になるという結果になっております。

そのための追加対策工といたしまして、次の別紙4をご覧くださいなのですが、先ほど言いましたとおり20 m<sup>3</sup>以上の水を入れるために水を地下に入れるための井戸を4基設置することにいたしました。図面の真ん中辺の赤く濃いところ、先ほど高濃度のところに2基の井戸、その左上のところ、DW-18と書いてあるのですが、その下に、なかなか1, 4-ジオキサン濃度の下がらないということで、ここに関してはもっと洗浄を進めるということで、洗浄を進めるための井戸を、赤の濃いところの下の部分のDW-16と書かれているところの近くにある新規の井戸につきましては、洗うための水がなかなかうまく溜まらないようですので、そのためにもう1本井戸を、計4本の井戸を設置することによって、大体20 m<sup>3</sup>以上の地下水を涵養して浄化を促進することができるので、これを実施するとシミュレーション上は平成33年8月までに環境基準値以下となることになっております。

というのが今回の第2次評価の結果となります。申し訳ありませんが本文にお戻りください。今、図面を見てお話をした内容につきましては、2の(1)に書かれております。

2ページ目をご覧ください。

(2) 環境モニタリング調査、平成30年の結果につきましてはですが、先ほどのA3の図面の後ろの方に細かい数字が出ているのですが、周辺河川・湧水等からは環境基準値を超える値は検出されませんでしたけれども、周辺地下水及び現場内の一部の地点において、1, 4-ジオキサン、鉛、総水銀、ベンゼンが環境基準値を超えて検出されております。詳細につきましては、後ろの方に数字とかが出ておりますので、後ほどご覧ください。

次、浸出水処理水モニタリングですが、現場内の汚染地下水につきましては浸出水処理施設という水処理施設を造っておりまして、そこで処理をしてから放流をしておりまして、その放流の水質については全ての項目において計画処理水質を下回っております。

(3) として不法投棄現場跡地の自然再生についてですが、植栽地、今はいろいろ樹木を植えているところですが、植栽地については下草刈りなどにより管理を行っているほか、昨年6月に田子町さんのご協力により現場見学会・草刈体験会を行いまして、地域住民の方や「企業の森づくり」協定を締結している事業者さんなどから来ていただきまして、約69名の方にご来場をいただきました。

3. 今後のスケジュールですが、汚染拡散防止対策等につきましては、平成33年8月までに現場内地下水の環境基準を達成するよう、浄化効果を確認しながら揚水による地下水汚染の浄化を行います。環境基準達成後は、水質の経過観察を1年程度行い、再び基準に適合しなくなるおそれがないと認められた時点で浄化を完了し、揚水井戸や浸出水処理施設等の仮設構造物の解体撤去を行い、平成34年度末までに原状回復事業を終了する

こととしております。

説明は以上です。

(藤会長)

ありがとうございました。

ただ今の説明につきまして質問、ご意見等ございませんでしょうか。

いかがでしょうか。

鎌田委員。

(鎌田委員)

私は今年から委員になったので経過が分からないのですが、この水質モニタリングで1, 4-ジオキサンが検出されているみたいですが、その他の、環境基準以外の要監視項目というのは測定はされているのでしょうか。特に要監視項目のオクチルフェノールに関してはどうでしょうか。

(環境保全課)

今回のこの事業自体につきましては行政代執行を行っておりまして、実施につきましても大臣認定の実施計画書というのを策定して認定していただいてこの事業を実施しております。その実施計画の中では廃棄物の性状等から必要と思われる水質に関しての水質調査を行っておりまして、今、委員からお話がありました要監視項目につきましては現状では測定はしておりません。

(鎌田委員)

ありがとうございました。私の経験上なんですけれども、ここに何が埋まっているのか、私はよく存じ上げないので分からないのですが、プラスチック類が多量に入りますとオクチルフェノールが濃縮してくる可能性がかなりあると思われまして、できればそういったものを加味していただきたいなと思います。

(環境保全課)

廃棄物については、もう既に撤去を完了しておりますので現場内での測定は考えてございませんけれども、公共水域の水質測定の方では監視していくこととなりますので、周辺環境への影響というものはそちらの方で測定をして監視していきたいと考えてございます。

(藤会長)

よろしいでしょうか。ありがとうございます。

鈴木委員、お願いします。

(鈴木委員)

ちょっと補足します。先ほど、オクチルフェノールですか？それが検出されるのではないかということですが、私は16年前からこの事案に携わっておりまして要監視項目についても全部測定をしています。その結果、当該物質というのは検出をされておられません。地下水から。

以上です。

(藤会長)

鈴木委員、ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。

私の方からよろしいでしょうか。自然再生に取り組まれておられるのですけれども、例えば再生を示す指標生物とか、何年か後に。私も周辺の自然環境について理解不足の部分があると思うのですけれども。何か、こういう生物が戻って来たら再生しているということを示すとか、そういう計画とか見方とか、そういうのはあるのでしょうか。

ただ植えるというより、何か生き物がそこに住むことによって自然が再生されているということの象徴にはなると思うのですけれども。それがもちろん環境学習等に非常にいいとか、それなりに効果があると思うのですけれども。いかがでしょうか。

(環境保全課)

先ほども申し上げましたが、計画を定めて実施しております中では、指標となる動物については想定をしてございませんけれども、植樹したかなり多くの高木類、数多くの木を植えておりますけれども、それらが成長していく過程については県のホームページの方で定点撮影をして、月に1回、毎月この辺が変わっていつている状況を公開しておりますので、そういう状況を見ながら現場が再生しているということを確認していつているところでございます。

(藤会長)

ありがとうございます。

関下委員、よろしくお願ひします。

(関下委員)

環境省が行っている、20年に1回行っている生物の調査があるのですけれども、ちょうどこの該当地域が20年前の鳥類に関しては調査区域になっていました。ちょうど私、現場に入って、すごい臭いがしてひどい所だと確認をしていたんですけれども。この同じ場所を昨年度、調査をしています。ちょうど20年経って、鳥類がその周辺にいるのか・いないのかと、個体数も確か入っていると思いますけれども、一応調査はされているので比較は可能なのかなと思っています。

(藤会長)

ありがとうございます。

ほかにかがでしょうか。よろしいですか。

そうしましたら、ありがとうございます。次に進めさせていただきます。

次は報告案件②の青森県生物多様性戦略に基づく施策とそれらの進捗状況（中間評価結果）について、事務局から説明をお願いいたします。

(自然保護課)

自然保護課長の太田でございます。よろしくをお願いいたします。

それでは私から説明をさせていただきますが、ボリュームがありますので若干かいつまんでの説明になりますことを予めご了承ください。座って説明をさせていただきます。

まず資料4-1、青森県生物多様性戦略の概要についてご説明をいたします。ご覧ください。

本戦略の目的は、1にありますように本県における生物多様性の保全や生物多様性に配慮した行動を促進するため、将来の姿や具体的な施策の方向性を示し、自然と共生した社会の実現を目指すというものでございます。

2の基本理念は、「いきものたちを育み恵みを受ける自然と共に生きるあおもり」としてございまして、戦略の内容は3にありますように2050年の目指すべき姿として3つの目標と、あと今後10年間の取り組むべき方向性を7つの戦略として示し、その戦略ごとに行動計画として具体的な取組を掲げたものとなっております。

なお4の戦略策定の経緯にありますように、平成24年度から検討委員会による検討などを経て平成26年3月に策定したものでございます。

次に資料4-2、青森県生物多様性戦略に基づく施策とそれらの進捗状況（中間評価結果）をご覧ください。

まず1. はじめに、の2段落目に記載のとおり、戦略に示された行動計画は、策定から5年毎を目途に点検・評価を行うこととされておりまして、このため5年目となる今年度、行動計画に関連する施策の実施状況を取りまとめ点検・評価を実施したものでございます。

2の点検・評価の進め方については、はじめに庁内関係課の取組状況等を確認し、次に青森県生物多様性戦略評価委員会の意見を聞きながら取りまとめてございます。その点検体制は庁内連絡会議及び評価委員会の構成メンバーとなっております。なお、委員会の3名の委員は、現在レッドデータブックの改訂作業を進めているところなのですが、その青森県レッドデータブック改訂検討会の植物分科会、脊椎動物分科会、無脊椎動物分科会の各座長を務めておられる方となっております。

次の2ページ目をご覧ください。

4の検討の経緯等については以下のとおりですが、(4)に記載のとおり、今後の予定といたしまして2月下旬に県のホームページでこの中間評価結果を公表する予定としてござ

います。

次に3ページ目からは施策と進捗状況ということで、それを取りまとめたものでございまして、この形としては、まず冒頭に青森県生物多様性戦略に掲げている7つの戦略ごとの取組内容を四角の枠の中にお示しし、その下の方に各取組に対応する施策の進捗状況として、具体的成果及び課題と今後の方向を表の形式で整理してございます。

この戦略1につきましては、「生物多様性に関する知見の充実や人財の育成を図る」というものでございまして、(1)野生生物の生息・生育状況の把握を推進、(2)自然環境と暮らしや文化との結びつきの把握を推進、(3)施設の連携等による自然環境に関する知見の集積を推進、(4)地域における自然環境の把握を担う人財の育成を推進、の4つを柱といたしまして取組を掲げてございます。

例えば、この(1)の①の取組としては、『県内の野生生物の生息・生育の状況を把握するとともに、絶滅の恐れがある希少種については「青森県レッドリスト」として、生態系や農林水産業等へ影響を及ぼすおそれのある外来生物については「青森県外来種リスト」として取りまとめます』というふうに取り組を記載してございまして、これに対応する形で、下の方ですが、下の表の(1)の①の具体的成果としては、『県内の希少な野生生物を取りまとめた「青森県レッドデータブック(2020年版)」について、2020年3月を目途に策定を進めている』と記載してございまして、また課題と今後の方向としては、『「青森県レッドデータブック(2020年版)」については、その効果的な活用について検討する必要がある。また2006年3月に策定された「青森県外来種リスト」については、追加等の検証やその効果的な活用について検討する必要がある』というふうな形で整理をしてございます。

以降、個別の取組ごとに整理した内容についての説明は割愛させていただきますが、各戦略の概要を紹介いたしますと、まず5ページをご覧ください。5ページは戦略2としまして「県民の生物多様性に関する理解を促し保全意識を育む」というものとしてございまして、(1)の情報発信及び普及啓発、(2)の自然とのふれあい、(3)の環境学習の取組、(4)環境学習の指導者育成を推進ということを掲げてございます。

次に7ページをご覧ください。7ページは戦略3でございまして、「自然環境に配慮し生物多様性の恵みの持続可能な利用を図る」というものでございまして、(1)は生物多様性の保全をより重視した農林水産業の推進、(2)は生物多様性保全型の観光利用の推進、(3)は生物多様性に配慮した企業活動の促進を掲げてございます。

次、9ページをご覧ください。9ページは戦略4ということで、「生物多様性の恵みを評価し新たな価値を創造する」というものでございまして、(1)は生物多様性の経済的価値評価の推進、(2)は生物多様性に配慮した商品に対する付加価値の付与を推進、(3)は生物多様性の恵みを背景とした、地域文化、暮らし、産業の関係性を再構築ということを掲げてございます。

次に11ページをご覧ください。11ページは戦略5で、「野生鳥獣と人との調和共存を



図る」ということをごさいます、(1)としては野生鳥獣と人との関係性の再構築に向けた取組の推進、(2)は野生鳥獣の適切な保護管理を掲げてごさいます。

次に12ページをご覧ください。12ページは戦略6で、「絶滅のおそれのある野生生物やそれらを育む生態系を保全する」というものをごさいます、(1)は生物多様性保全上重要な地域の保全、(2)は希少種や在来種の保全、(3)は里海、里地、里山の保全、(4)は健全な水循環の確保と生態系ネットワークの保全、(5)は生態系サービスに対価を支払う仕組みづくり、(6)は生物多様性の観点からの地球温暖化防止対策の推進を掲げてごさいます。

そして16ページをご覧ください。16ページは戦略7で、「多様な主体の参画と協働による生物多様性保全活動を促進する」というものをごさいます、(1)は多様な主体の参画と協働の促進、(2)は総合的、広域的な取組の推進を掲げてごさいます。

こういった形でそれぞれに対応した取組を庁内あげて取り組んできたということをごさいます、次に18ページをご覧ください。

以上の取組に対する点検・評価の結果となっております。これについて説明をしますと、まず(1)総括評価といたしましては、戦略で掲げている具体的な取組は、ほぼ全てで取り組まれており、一部遅れがあるものの、概ね目標値に向かって取り組んでいる。生物多様性の保全及び持続可能な利用を推進していくためには、引き続き各種施策を継続的、効果的に推進することが重要である。それから、戦略に掲げられているモニタリング指標については、一部見直しを行うことが必要である。それから、今後の5年間においては、今回の点検・評価の結果を十分踏まえ、引き続き各種団体等と連絡・協力しながら取組を推進していく必要がある、ということをもとめ、評価してごさいます。

次に(2)戦略ごとの評価についてですが、各戦略で掲げている具体的な取組は、これもほぼ全てで取り組んでいるのですが、今後、特に取組を推進していくことが望ましいものとして、以下に整理してごさいます。

まず戦略1につきましては、かいつまんで申しあげていきますと、青森県レッドデータブックの策定作業が進められている一方で、青森県外来種リストが策定から10年以上経過しており、その見直しについて検討する必要がある。それから、県立郷土館において自然環境に関する資料の収集が行われているが、官・民・学の関係施設のネットワークによる知見の集積や資料の収集の在り方について検討する必要がある、というふうにもとめてごさいます。

戦略2につきましては、農林水産、環境、学校教育の各分野で特色あるプログラムを実施し、特に体験型のプログラムが充実しているが、一方で担い手や指導者の人財不足、高齢化の問題があり、今後、新たな人財の確保・育成のための研修会の開催など対策を行っていく必要がある。それから、県のホームページや県立自然ふれあいセンターなど関連施設において情報発信や普及啓発に取り組んでいるが、必要とされる情報、役立つ情報の提供の在り方について検討する必要がある、というふうにもとめております。

戦略3については、農林水産業の各分野において、生物多様性の保全をより重視した取組がそれぞれ行われており、今後も引き続き支援していく必要がある。それから、農薬や化学肥料の使用量を低減する技術の開発や活用促進、天敵の活用など、生物多様性の保全に係る取組を推進する必要がある。それから、観光利用及び企業活動促進の取組が少ないため、積極的に行われるよう検討する必要がある、としてございます。

戦略4については、農林水産物等の各種認証制度や地産地消型のバイオマス資源の有効活用等に、農林水産をはじめ各分野でそれぞれ取り組んでおり、それらの取組を一層推進する必要がある。それから、生物多様性の経済的価値評価の推進については、各分野で統計調査による現状把握や情報集を行っているものの、具体的な評価は十分になされていないために検討をする必要がある、とまとめております。

戦略5については、野生鳥獣と人との関係性の再構築、適切な保護管理のため、将来を見据え、子どもたちを対象とした情報発信の方法や手段について検討する必要がある。野生鳥獣の適切な保護管理のため、これまで実施してきた狩猟に関する普及啓発の取組、狩猟者の技術向上を図る取組を継続して進めていく必要がある。それから、野生鳥獣の保護管理について、環境教育の分野に取り入れて普及啓発を行っていく必要がある、とまとめてございます。

戦略6については、生物多様性保全上重要な地域の保全については、取組の継続だけではなく、定期的な点検・調査を行い、必要に応じて指定地域の見直しを行っていく必要がある。それから、外来生物リストが2006年に作成されて以降、多数の新規外来種が確認されていることや、一般の人々の関心が高いことから最新版作成の検討をする必要がある。それから、希少生物の保全や外来種の侵入・拡大を防止するための条例については、他県の状況等を踏まえ検討をする必要がある。それから、生物多様性に影響を及ぼす大きな要因となるため、地球温暖化対策推進計画に基づく各種取組を計画的に推進していく必要がある、としております。

そして、戦略7については、生物多様性の保全や利用について、博物館相当施設や大学との連携も視野に入れ、情報発信や情報交換の場の提供、サポート体制づくりなどの取組が推進されるよう検討する必要がある。県内すべての市町村において地域戦略が策定されていないことから、引き続き、市町村の生物多様性地域戦略策定を支援していく必要がある、というふうにしてございます。

最後に20ページをご覧ください。これは戦略の中で設定されているモニタリング指標でございまして、(1)の進捗状況の表の中で、策定前の平成24年度の状況、平成29年度の実績値、それから、平成35年度の目標値をまとめたものとなっております。

このモニタリング指標については、(2)の検討課題に記載をしているのですが、目標の達成状況や社会情勢の変化等により見直すことが必要と判断いたしまして、一番最後、末尾の表をご覧ください。この中で斜体で書いている部分ですが、ここの部分は指標そのものを見直ししたり、あるいは目標値を見直してございます。こういった形で、今回、各取組の進

捗状況、そしてモニタリング指標の在り方や目標値についても点検をしたということでございます。

以上、かいつまんでの簡単な説明でしたので分かりにくい部分があったかと思いますが、青森県生物多様性戦略の中間評価結果の内容を報告させていただきました。

ありがとうございました。

(藤会長)

ありがとうございます。

ただ今の説明につきましてご質問、ご意見等ございませんでしょうか。内容的にいかがですか、たくさんありますけれども。

関下委員、よろしくお願います。

(関下委員)

5 ページのところの戦略 2、(2) の①のところ、「自然体験施設における云々」とありますけれども、今、各市町村が持っている自然体験をさせる施設などが、どんどん指定管理に代わってきているんですね。指定管理を受けた人たちがこの生物多様性というのを全くご存知ないんです。市町村の担当者もどんどん代わってきていますので、1 年か 2 年で異動するものですから、その都度、本人に県が発行をしている冊子を見せるようなことをしなければ、担当者が全く生物多様性に取り組んでいるということを知らないという現状が今、どんどん進んできています。

現実に今、三八地域の方では、例えばオオムラサキであるとか、こういう一定の昆虫を増やしたいということでクヌギを植えてしまっている。クヌギというのは青森県では存在しませんので、図鑑を見ればカブトムシを増やしたい、クワガタムシを増やしたいとか、それからオオムラサキを増やしたいということで、エノキであるとかクヌギを植えるわけですが、エノキも青森県にはありませんし、それからクヌギもない。でも、それを現実に各市町村が自然保護の名前のもとに植樹をしている。あるいは植樹体験ということで在来の樹木を伐採してカエデを植えたり、モミジやカエデを植えて歩いて、それも園芸種であることが多いという現状が今、ありますので、運用の部分においてももう少しこの自然体験施設に対して青森県さんの方から積極的に働きかけた方がいいのではないかと、私は強く強く感じておりますので、ぜひ運用の面で工夫をしていただければなと思います。

(藤会長)

ありがとうございます。

これについてご意見はいかがでしょう。

(自然保護課)

今、県の方も自然ふれあいセンターとか白神山地ビジターセンターも指定管理で運用を

しているということをごさいます、この生物多様性についてはまだまだ市町村の方でもあまり深く認識されていない場合も多々あるかと思しますので、その辺のところはまたいろんな情報提供をしながら、あるいは県の方としてもホームページ等でいろいろ普及啓発等をやっておるのですが、情報提供をしながらそういった部分の浸透を、市町村そのものに対しても普及啓発等も努力してきたいと思っております。

(藤会長)

ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。鮎川委員、お願いします。

(鮎川委員)

19ページの点検・評価の結果の戦略5と戦略6に関わってくることだと思んですけども、その点検・評価の評価委員の皆さんからは県内で風力発電施設がたくさん立ってきていると、1月1日の東奥日報で報じられていたとおり県内で600本の施設の計画があるというような話題は、議論にはあがっていなかったでしょうか。

(自然保護課)

風力発電の関係については、今回は話題になってはおりませんでした。

(鮎川委員)

私とか他の何人かの委員は、環境審議会の委員とは別に環境影響評価の委員をやっているものもいます。その中で、法律的には1つの事業者が立ててきた計画に対してしか意見が言えないんですね。環境影響評価の委員はそこまでしか意見を言えない。1つの計画が出されたその隣に既に立っている風力発電の施設がある。その横にまた新たな計画が立ったという時に、累積的な影響評価をする仕組みがまだないんです、日本の法律では。青森県で今、急激に進んできている計画に対応できる決まりが一切ないという状況です。

青森県の風力発電施設は多分全国で一番多いのではないかと思います。生物多様性戦略に大きく今後影響してくる可能性があると思いますので、県としてもぜひ累積影響評価とすることができるような仕組みを検討していただきたいなと考えております。

情報提供と、今後のための意見として発言させていただきました。

(藤会長)

ありがとうございます。

鮎川委員のご意見については、いかがでしょうか。

大宮委員。

(大宮委員)

18ページの戦略2のところでお聞きしたいのですが。私は実際、ホタテ養殖を

しているものなのですが、最近、体験型のプログラムというのが結構中学校などを対象にたくさん、いろんな取組がなされています。でも、ここにある「担い手や指導者の人財不足や高齢化問題」というのは、本当に現場では切実な問題で、昔はその家がまずやっていたら事業を継ぐと、農業でも漁業でもそういう態勢にあったんですけども、最近はなかなか後継者が育たない現状にあります。

県の方でいろんな人財育成とかいろんな研修会をなされているんですけども、なかなかそれに飛び込む若者とかも少なくなってきていて、実家では実際、農業とか漁業をやっている人たちでも農業・漁業はやらないで他の職業につく、最近はそんな傾向にあります。

それでなかなか地元とかでやっている人たちだけで後継者を育てていくというのは大変なことになっているので、青森県内で例えばホタテ養殖をやりたいとか、今は別な仕事をしていますけれどもそういう仕事をやってみたいと、そういう人財があったらどんどん青森県だけではなく県外からでもそういうふうな人たちを取り入れて今後やっていかないと、なかなか農林水産業は発展していかないんじゃないかなって思っております。

私も40年くらいホタテとかをやっていますが、私たち自身もだんだん高齢化になってきていて大変な時期に来ているなと感じておりますので、その辺、県の方で他から取り入れたりとかそういうことを考えているのか。そうすると住むところとか、そういうところにも影響をしてくると思いますけれども、そういうところをちょっと聞きたいなと思います。

(藤会長)

まず鮎川委員のコメントについて、もしご回答等ありましたら、それを先にいただいて、その後大宮委員の後継者の話のご意見をお願いします。

(自然保護課)

風力発電の関係ですが、自然保護課といたしましては自然公園法等、関係する法律の範囲の中で風景等に影響を与える場合にいろんな訂正等の意見を付すなりそういう手続きが取れるのですが、累積した場合のケースについては、自然公園法等の中ではなかなかそこはカバーできないところなのかなと思ってございます。

(藤会長)

ありがとうございます。

(環境保全課)

環境保全課長ですけれども、鮎川先生はじめアセス審査会部会ではいつもご熱心に議論をいただいて大変ありがとうございます。

ご指摘のとおり、風力発電については青森県では多数の計画がございまして、それぞれの計画ごとにはそんなに大きいエリアではないにしても、それが並んでくると非常に広いエ

リアに風車が立つということになりますので、それぞれ個別の1件ごとの審査では評価しきれない状況ですので、それについてはアセス審査会の方で影響をしっかりと議論していきたいと考えてございます。

(藤会長)

ありがとうございます。  
鮎川委員、よろしいですか。

(鮎川委員)

アセス審査会もやっておりますけれども、現状では一つひとつの事案に対してしか意見が言えないという状況がございますので、是非とも県の広い分野に関わる部署で検討をいただき、その地域全体の生物多様性を保全するような仕組みづくりを是非とも今後検討をしていただきたいと思います。

(環境保全課)

ご意見を参考にさせていただきます。審査会には毎回、自然保護課の担当者も入っておりますので、十分連携をしながら進めていきたいと思っております。

(藤会長)

ありがとうございます。  
そうしましたら先ほどの大宮委員の後継者問題の関係について、もしお答えがありましたらお願いをいたします。

(三浦部長)

最初に、今、お話をいただいたのは産業全般について、特に農林水産業のことでお話をいただいたものと思っております。県全体としましては、やはり少子高齢化という問題がありまして、後継者不足があり、労働者不足につながり、それらは大きな問題であるということ認識をしております。

各産業分野におきましては、例えば商工であれば商工で、農林部であれば農林でという形で、それぞれ事業は組んでおります。なかなかそれがまとまって皆様の目にとまる機会がないのでいろいろと不安もおありになろうかとは思いますが、全体の認識としては重要課題であるということで取組をしております。詳細についてはちょっと私のところではご説明できませんが、県庁全体の話題ということでご説明をさせていただきます。

(藤会長)

ありがとうございます。  
生物多様性の話はリオのサミットとかで少しずつ出てきて、個別案件のような形でこれまで社会で扱われてきたことですが、こういう形で地域の戦略として位置付けられ

ることになって、他の制度との有機的な関連性だとか整合性というのが今後さらに一層求められてくるのかなと。大きな目で見ると、そういうふうに捉えております。

生物多様性に関しては、国連レベルで進んでいる話で、2020年ですか、大きな会議等がどんどん続いていきますので、そういう感じではこの地域戦略、先ほど見直しのところがあったと思いますけれども、そこは非常に重要な部分なのかなと、今、私の勝手な考えですけれどもご参考にしていただければなと思っております。

関下委員。

(関下委員)

今の人財不足に関してなんですけれども、それは当然農林もそうですし、私たち、自然観察会をやっているメンバーでもそうで、今日は鳴海さんがいらっしゃいますけれども。

基本的には自然観察会をやっている人たちも高齢化してきています。私などはかなり若手の方ですけれども、もうそろそろ60になりますので、次の時代の若手がおられません。そういう知識のある若い子たちは、やはりこっちの方では学識的な仕事についています。自然観察とネイチャーガイドが一致して食べていけるような需要が青森県にないものですから、どんどん県外に出て行ってしまって、今は私の知っている範囲では若手ではちょっといないというのが現状です。これはもう現状ではどうにもならないということが一つあります。

今、この資料の最後の方だったんですけれども、モニタリングの部分で観光ボランティアの数を、20ページの表の13番目のところに観光ボランティアガイド団体数というのが書いてあるのですが、実は私も観光ガイドというのをプロとしてやっているんですけれども、観光ボランティアを育成するという会議に出てみると、一番重要な課題になってきているのはボランティアではなくて有料ガイド、そのプロをどうやって育てるか、今は変わってきています。というのは、もう20年くらい前からそういうふうに言われてきていますけれども、なかなか進んでこなくてボランティアばかり増えてきていて。ボランティアがどんどん増えてくると、残念なことにお客様の満足度はどんどん下がってくるということが観光の世界にはありまして、これは自然観察の方でも同じことが言えます。誤った知識を子どもたちにも、生物の誤った知識、教科書とか参考書を読んで東京の生き物の話をここでしているという現状もありまして。

ですから、いずれにしろ人財不足というのはものすごい深刻化しているというのは、今見ているこの表にあるようなところかなという感じがしました。

私の個人的な意見で言えば、ボランティアガイドというのは数ではなくて、自然観察会をやっている、できる人数がどれぐらいいるのかという把握の仕方。あるいはガイドの人数というのは観光課さんの方で多分統計をとっているかと思うんですけれども、もう少しガイドの種類、何をメインにやっているかというのまで考慮していただいて、こちらの方でできるようなシステムづくりもしていただければいいのかなとは思ったりしています。

現実問題として豪華客船などが来ますと、青森県の自然を体験したいという問い合わせ

がこっちに来たりするんですけども、対応ができないという現状になっています。自然観察会をやるというのは一般教養になりますので、外国では、そういう部分をフォローできない観光というのはどうなるの、という動きになってきますので、是非ボランティアではなくてプロ、あるいは有料のガイドを把握できるようなシステムを考えていただければと思います。

(藤会長)

ありがとうございます。

コメントとか、もしございましたら。

(自然保護課)

非常に参考になるご意見でしたので、また観光の方とも情報を共有しながら検討をしていきたいと思います。

(藤会長)

ありがとうございます。

今委員。

(今委員)

今です。私は温暖化防止活動推進員、別名アースレンジャーとあって、その関係で環境に関する講座に出ることが結構多いです。そうすると、今や本当に中心になるのがSDGsの取組の必要性とか、それに派生してESDの取組の必要性とか、そういうことを中心にやっているわけですね。

私、自分なりに、それってどういうことなのだろうと思った時に、例えば県庁であれば、各省庁が本当に連携し合ってそれをやっていかなければいけない時代に入ったんだと、そういう自分勝手なイメージかもしれませんが、そういうふうに自分の中では捉えたような気がしています。

やはり環境出前講座とかいったりすると子どもたちは本当に意欲的に学んでくれて、それに本当に純粋に興味を持ってくれて、行動力もアップする。それがだんだん成長をしていて、いざ社会の中に行った時に、先ほどお話が出ていた、後継ぎがないんですよという状況。それってやっぱり何かバラバラになっているんじゃないかなと、今、思えるんですね。

だから地産地消とか、私も本当にこれは大事だなと思うんですけど、地産地消というものがもっともっと本当に進んで行けば、もっと地域に若い人財が魅力を感じて入っていき、そういうものにつながるのではないかなとか。

それから今、今回の資料の中で、私はこここのところに一番興味を持ったんですね、9ページの生物多様性の新たな価値を創造するというのが、一番下に小さい字で書いてあるのですが、(3)の①地産地消型のバイオマス資源の有効活用を推進すると。これが進んで



いけばきっと森林開発にも進んでいくわけだし、そうすると森林というのは本当に、森林を嫌いな人というのはそんなにいないんじゃないかと、森林の意味を知るならば、もっとそういうものが私たちの生活の中に本当に直結しているならば、若い人たちの活躍の場をもっともっと本当に、やってみたいという若者たちもそこに動員してやっていく、そういうものだとは私思えるので、本当に小さい字で書いてありますが、地産地消、バイオマス資源の有効活用を推進しますとか、こういうこと、本当に今、本当に自然エネルギーを使ってそのエネルギーのそういうことの必要性も本当に差し迫っているという状況の中で、こういうことを本当に皆が各省庁それぞれに計画をするんじゃないかと、それぞれが本当に連携しあって、ダブリやムダがないようなそういうことってすごく皆が大事にしていくのがいいんじゃないかなと。ちょっと勝手な発言みたいな気もするのですが、本当にそういう縦割ではなくて横にもっともっと連携しあって、ダブっていませんということがないような、もっとスッキリしたというか、そういう計画。

こんなに立派な計画ができて本当に頭が下がる思いなんですけど、そういうことをみんなが目指して、パッと見た時に、このところと皆が見やすいというか、そういうふうになっていくのに私は応援をしていきたいなと、自分もそういうことを目指していきたいなと思って今、発言をさせてもらいました。

(藤会長)

ありがとうございます。

(自然保護課)

県庁内での各課の連携という意味では、資料4-2の1枚目に書いています、3.点検体制の(1)の庁内連絡会議というのを設けて、この中で各課が連携してやっているということでございます。あと、この10ページをご覧くださいまして、例えば地産地消型のバイオマス資源の活用ということでは、これは10ページ目の②に書いていますとおり、農林水産の方で中心になっていまして、これは青森県バイオマス活用推進計画というものを作って、これは平成23年に作ってございまして、これを基本に、あとは食の安全・安心推進課、畜産課や林政課など、それぞれバイオマスを活用してそういう取組を行っているということでございます。

(藤会長)

ありがとうございます。

もう、そろそろお時間になってきましたので、よろしいでしょうか。ありがとうございます。

活発なご意見、ご質問等ありがとうございました。

以上で本日の議事案件については全て終了といたします。議事進行にご協力いただきありがとうございました。事務局にマイクをお返しいたします。

どうもありがとうございました。

(司会)

どうもありがとうございました。

それでは閉会にあたりまして環境生活部長の三浦からご挨拶を申し上げます。

(三浦部長)

本日は会長はじめ委員の皆様にご熱心なご意見をいただきまして大変ありがとうございました。また諮問案件2件につきましては原案が適当であるという答申をいただきまして、ありがとうございます。

本日、会議の中で、特に生物多様性のことなどについて様々なご意見をいただいております。これは庁内におきましても情報を共有いたしまして取り組んでまいりたいと思います。市町村の理解が足りないというお話もありまして、現場の方でなかなか市町村の方も多数の役割があつて大変なことがあるかと思いますが、やはり重要な部分でありますので、この辺の情報を浸透させていくように県としても努めてまいりたいと思います。

本日は大変ありがとうございました。また今後ともよろしく願いいたします。

(司会)

それでは以上を持ちまして第32回青森県環境審議会を閉会いたします。

どうもありがとうございました。